

愛知・名古屋アジア競技大会、杭州アジア競技大会共同PR動画制作企画業務 受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

愛知・名古屋アジア競技大会、杭州アジア競技大会共同PR動画制作企画業務

(2) 業務内容

愛知・名古屋アジア競技大会、杭州アジア競技大会共同PR動画制作企画業務
基本仕様書の通り

(3) 契約限度額

3,563,000円（消費税相当額を含む）以内

※令和2年4月以降の事業については、今年度の実施状況を踏まえながら、今年度決定した受託者を相手方に、一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会理事会で令和2年度予算の承認を得られる限りにおいて、1,480,000円（消費税相当額を含む）を上限に、映像編集、エンブレム等に影響する最終CG加工、確認、納品用DVD作成に係る契約を、別途締結することとする。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

※完成版の納期は、令和2年5月下旬頃とし、同日を来年度分契約の契約期限とする。

(5) 支払方法

事業終了後の精算払

2 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たす法人その他の団体とする。

(1) 次のア、イのうちどちらかを満たしていること

ア 平成30・31年度愛知県入札参加資格者名簿の「業務（大分類）03. 役務の提供等」において「営業種目（中分類）03. 映画等製作・広告・催事」の「取扱内容（小分類）01. 映画等製作」かつ「取扱内容（小分類）02. 広告」に登載されている者であること。

イ 令和元年度及び令和2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」、申請業種「映画・ビデオ等の制作」かつ「宣伝・広告の企画」の競争入札参加資格を有すると認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 愛知県又は名古屋市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 企画提案

(1) 提出書類

ア 別紙「愛知・名古屋アジア競技大会、杭州アジア競技大会共同PR動画制作企画業務企画提案書作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出すること。

- ・ 提案応募書（様式1）
- ・ 業務実施体制（様式任意）
- ・ 業務提案書（様式任意）
- ・ 支出計画書（経費見積書）（様式任意）
- ・ 会社の概要が分かる資料（パンフレット等）

イ アの書類のほか「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」（様式2）及び必要な添付書類を作成・提出すること。

(2) 提出期限

令和元年9月9日(月) 午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
総務課 広報グループ
担当：朝岡

(4) 提出方法

上記提出先に持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

※その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

4 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。

(1) 開催日時

令和元年8月21日(水) 午後2時から

(2) 実施場所

愛知県東大手庁舎 5階 501会議室

(3) 参加申し込み方法

参加希望者は、8月20日(火)午後3時までに電子メール(E-mail:ainagoc@aichi-nagoya2026.org)により連絡すること。

※タイトルは「杭州アジア競技大会、愛知・名古屋アジア競技大会共同PR動画制作企画業務説明会参加申込」とし、本文中に、①貴社名・所属、②参加者氏名(1社2名までとする)、③連絡先(電話、メールアドレス)を記載すること。

(注) 説明会への出席は応募の必須条件ではないが、可能な限り出席すること。

5 応募に関する問合せ

(1) 提案内容に関わる問合せについて

企画提案の内容に関わる問合せについては、4に示す説明会又は説明会終了後の8月23日(金)午前10時まで電子メールで受け付ける。

回答については、8月28日(水)午後5時までに、組織委員会ウェブサイトへ回答を公開する(説明会で受けた質問も同様とする)。

(2) 事務手続き等に関する問合せ先について

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

総務課 広報グループ

担当：朝岡

電話 052-746-9105 (ダイヤル)

E-mail ainagoc@aichi-nagoya2026.org

6 審査方法等

(1) 選定手順

ア 書面審査

応募者多数の場合は、提出された企画提案書について、書面審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

書面審査により選定された企画提案書(5案程度)について、プレゼンテーションによる審査を愛知・名古屋アジア競技大会、杭州アジア競技大会共同PR動画制作企画業務受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。プレゼンテーションの日程については、別途連絡する(9月中旬を予定)。できる限り、コーディネーター候補者も参加させること。

(2) 審査基準

審査は、以下の基準により、提案者の能力及び提案内容の各面から以下の項目を総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

審査項目	配点
○業務実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の執行に必要なかつ十分な人員（適正な人員数）が割り当てられているか。 ・統括責任者を始めとして、各担当に相応の職員（必要なスキルやノウハウ、実績、広範な専門的知見等を有する職員）を配置しているか。（外部ディレクター、コーディネーター等を起用の場合は併せて評価） 	10点
○基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・業務全体のコンセプトは業務内容に合致したものになっているか。 	5点
○動画制作 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア競技大会の魅力や、総合スポーツ大会であるということ、大会の規模感、国際性などを伝えるのにふさわしい企画構成であり、大会の認知向上を期待できるそうか。 ・第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の特徴と愛知・名古屋の魅力を伝えるのにふさわしい企画案か。愛知・名古屋ならではの地域の魅力をよく理解し、表現しようとしているか。 ・第19回アジア競技大会（2022/杭州）の特徴と杭州の魅力とを伝えるのにふさわしい企画案か。 ・愛知・名古屋と杭州の連携が効果的に伝わる企画構成となっているか。 ・クリエイティブ面で、高い技術・センスや視覚効果が期待できる体制・企画案になっているか。 	56点
○コーディネーター <ul style="list-style-type: none"> ・杭州との調整に、十分な体制がとられているか（コーディネーターの知識、技能や経験、コネクションのほか、連絡体制、緊急時のサポート体制などを総合的に評価） 	20点
○経費見積 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に見合った経費見積となっているか。（効果的な経費配分となっているか。） 	5点
○社会的取組に関する評価項目 <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの認証を受けているか。 ・障害者法定雇用率を達成しているか。 ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。 ・女性の活躍促進宣言を提出しているか。 ・名古屋市女性の活躍推進企業の認定・認証を取得しているか。 ・えるぼし認定を受けているか。 ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。 ・あいっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。 ・くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けているか。 ・名古屋市ワーク・ライフ・バランス企業の認証を受けているか。 	4点
合計	100点

(3) 結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知する。

(4) 契約

受託候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

(5) その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないものとする。また、異議申し立ても一切認めないものとする。

7 注意事項

(1) 応募及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の作成及び提出、説明会及びプレゼンテーションの出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提案された企画提案書は、返却しない。

(3) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(4) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(5) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。

(6) 企画提案は1事業者あたり1案とする。

(7) 指定する契約限度額を超える経費見積の提案があったときは、その者の企画提案は無効とする。

(8) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、組織委員会が定める。

8 スケジュール

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ・委託先公募開始
(組織委員会ウェブサイト掲載) | 令和元年8月9日(金) |
| ・説明会 | 8月21日(水) |
| ・企画提案提出期限 | 9月9日(月) |
| ・書面審査 | 9月10日(火) |
| ・受託者選定委員会(受託候補者決定) | 9月中旬 |
| ・契約締結、事業開始 | 9月中旬 |
| ・契約期間満了 | 令和2年3月31日(金) |